

第3821号議案

# 第238回福岡県都市計画審議会議案

令和4年2月17日（木）

目次

議案番号	議案	ページ
第 3 8 2 1 号	遠賀広域都市計画道路の変更について	1 ～ 5

第3821号議案

3 都 第 2 5 0 8 号  
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

遠賀広域都市計画道路の変更（福岡県決定）について

令和4年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 遠賀広域都市計画道路の変更（福岡県決定）

都市計画道路中 3・5・50-7 号 広渡尾崎線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・50-7	広渡尾崎線	遠賀郡遠賀町 大字広渡字前 田	遠賀郡遠賀町 大字尾崎字田 屋ノ下	遠賀郡遠賀町 松の本五丁目	約 1,920m	地表式	2 車線	16m	幹線街路と平面交差 3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別紙のとおり

## 遠賀広域都市計画道路を変更する理由（福岡県決定）

（ 3・4・50－7号広渡尾崎線）

福岡県においては、社会情勢の変化、都市政策の転換、将来都市像の変化により必要性が変化する都市計画道路について、適宜都市計画道路の見直し検証を行っております。

今回遠賀町内における都市計画道路の見直し検証を行い、見直し候補路線を抽出しており、そのうち県決定である「広渡尾崎線」の変更を行うものです。

### ■ 3・4・50－7号広渡尾崎線（現3・5・50－7号広渡尾崎線）

（都）広渡尾崎線は、昭和51年に都市計画決定され、遠賀郡遠賀町大字広渡字前田を起点、遠賀郡遠賀町大字尾崎字先野々を終点とした延長約2,450m、代表幅員12mの幹線道路です。

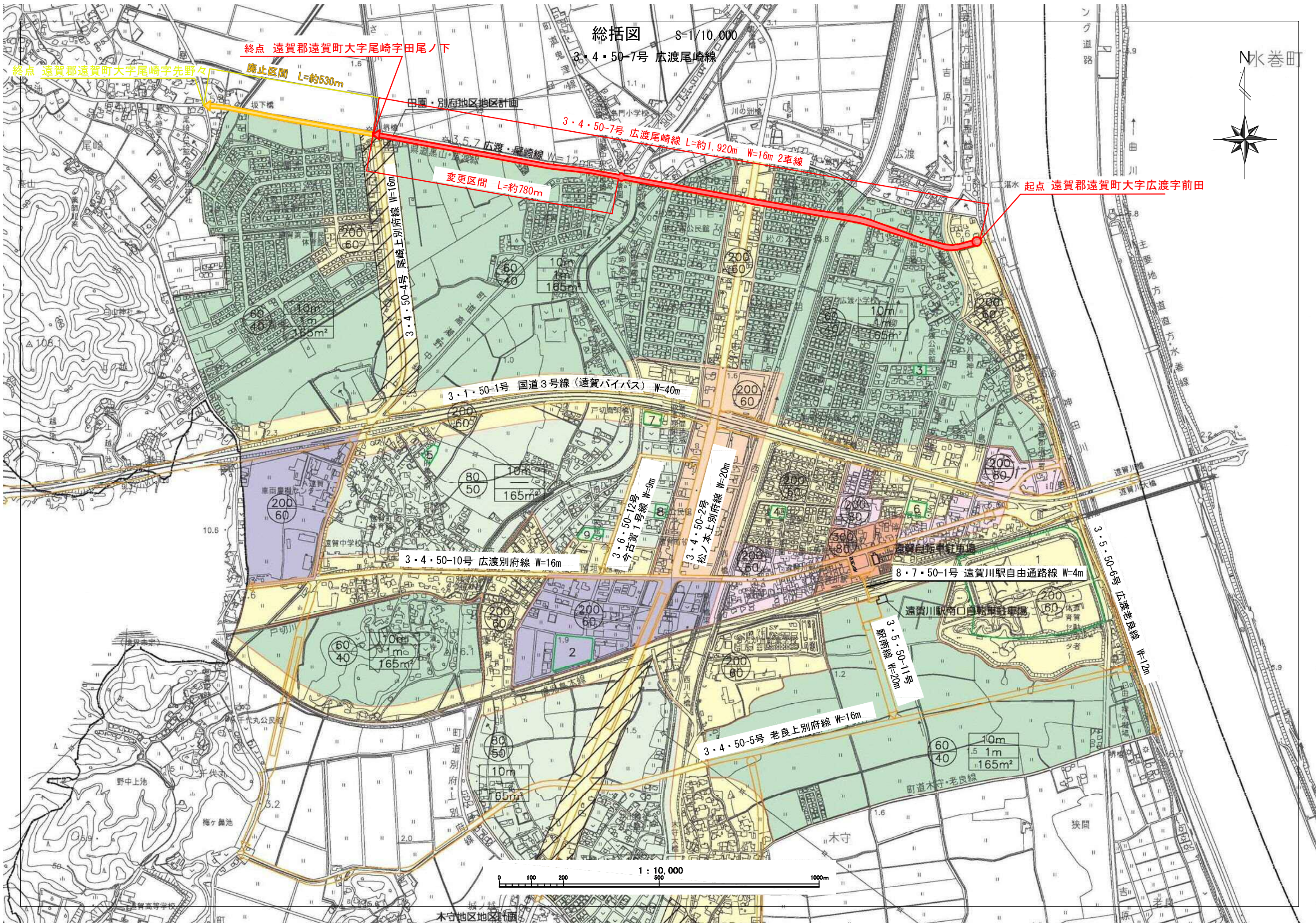
本路線と（都）尾崎上別府線の交差する田園北交差点東側の区間は、遠賀町都市計画マスタープランにおいて、環状型道路網を形成する幹線街路として位置付けられ、整備済です。

一方、田園北交差点から西側については環状型道路網には位置付けられておらず、沿道も農地と水路となっており、2車線に歩道もある現道が既に整備されている状況であるため、都市計画道路として残す必要性が低下しています。

このため、本路線の終点を田園北交差点に変更するとともに、用水路と並走する島門小学校前交差点から尾崎上別府線との交差点の区間について現況道路に合わせた線形変更するものです。

また、路線延長変更にともない、幅員12mの片側歩道区間よりも幅員16mの両側歩道区間が長くなったため、代表幅員を両側歩道区間の16mに変更するものです。

さらに、平成10年の都市計画法改正により車線数の明示することとなったため、明示（2車線）します。



総括図 S=1/10,000

3・4・50-7号 広波尾崎線

3・4・50-7号 広波尾崎線 L=約1,920m W=16m 2車線

変更区間 L=約780m

終点 遠賀郡遠賀町大字尾崎字田尾ノ下

終点 遠賀郡遠賀町大字尾崎字先野々

廃止区間 L=約530m

3・1・50-1号 国道3号線(遠賀バイパス) W=40m

3・4・50-10号 広波別府線 W=16m

3・6・50-12号 今古賀1号線 W=9m

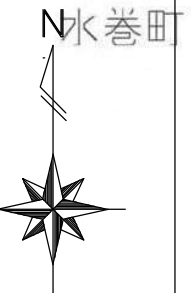
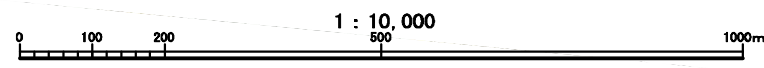
3・4・50-2号 松ノ本上別府線 W=20m

8・7・50-1号 遠賀川自由通路線 W=4m

3・5・50-11号 野原線 W=20m

3・4・50-5号 老良上別府線 W=16m

3・5・50-6号 広波老良線 W=20m



計画図 S=1/2,500  
3・4・50-7号 広渡尾崎線

